

○飯塚市広告入り物品等の寄附に関する要領

平成 20 年 12 月 26 日

飯塚市告示第 241 号

改正 H28-78

改正 R3-128

改正 R4-25

(趣旨)

第 1 条 この告示は、飯塚市広告掲載要綱(平成 20 年飯塚市告示第 240 号。以下「掲載要綱」という。)第 9 条に基づき、物品等の寄附により行う広告について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載する広告の基準等)

第 2 条 広告は、飯塚市広告掲載基準(平成 20 年飯塚市告示第 242 号)に適合するものでなければならない。

(寄付の募集)

第 3 条 物品等の寄附を希望する者(以下「寄附希望者」という。)の募集は、原則として公募により行うものとする。ただし、市長が必要であると認める場合は、広告取扱業者に寄附希望者の募集を依頼することができる。

(寄附の申込み)

第 4 条 寄附希望者は、物品等寄附申込書に必要な事項を記入の上、必要書類を添えて市長が指定する期日までに申し込まなければならない。

(寄附の決定)

第 5 条 市長は、前条の規定により寄附の申込みを受けたときは、当該寄附希望者の評価を行った上で、決定するものとする。

(H28-78 一改)

2 市長は、前項の評価で最高の順位に寄附希望者が複数あるときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は、寄附の決定を受けた者(以下「寄附決定者」という。)に寄附決定通知書により通知するものとする。

(協定書の締結)

第 6 条 市長は、寄附決定者と物品等の作製及び寄附に関する協定書を締結するものとする。

(物品等の作製)

第 7 条 寄附決定者は、広告主、広告内容、色、形状等の仕様について事前に協議

し、市長の承諾を受けた後に物品等を作製しなければならない。

2 市長は、前項の規定のうち広告内容について、事前に飯塚市広告検討委員会規程（平成 20 年飯塚市訓令第 13 号）第 8 条第 1 項に規定する広告審査会に諮問し、その意見を聴かななければならない。

3 寄附決定者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、市が広告主であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

（広告内容等の変更）

第 8 条 市長は、広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの告示に違反していると判断したときは、寄附決定者に対し広告の内容等の変更を求めることができる。

（経費の負担）

第 9 条 物品等の作製に要する費用は、全て寄附決定者の負担とする。

（寄附の取下げ）

第 10 条 寄附決定者は、自己の都合により本市への物品等の寄附を取り下げることができるものとする。

2 寄附決定者は、前項の規定により寄附を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

（使用期間）

第 11 条 物品等の使用期間は、市長が別に定める期間とする。

（問題発生時の対応）

第 12 条 寄附決定者は、物品等の使用に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、全てにおける責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応しなければならない。

（使用の中止）

第 13 条 市長は、寄附を受けた物品等を使用することが適当でないとき、当該物品等の使用を中止することができる。

（補則）

第 14 条 この告示に定めるもののほか、物品等の寄附に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日 告示第 78 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 26 日 告示第 128 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和 4 年 1 月 26 日 告示第 25 号)

この告示は、告示の日から施行する。